鳥取県告示第77号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は氏 | 指定に係る事業所の | 指定に係る事業所の | 廃止の届出を受理し | 4. レスの種類 |
|-----------|-----------|-----------|------------|----------|
| 名 | 名称 | 所在地 | た年月日 | サービスの種類 |
| 株式会社さくらケア | さくらデイサービス | 米子市旗ヶ崎七丁目 | 平成23年1月28日 | 介護予防通所介護 |
| サポート | 旗ヶ崎 | 24-25 | | |